視察報告書

令和５年９月２０日

貝塚市議会議長 南野 敬介 様

報告者：樽谷 庄道
参加者：中川 剛、八野 裕嗣、長谷川 博文、中西 真知子、蓮池 陽佑、樽谷 庄道

【日時】 令和５年８月２１日(月) 10 時 30 分～12 時 00 分
【視察場所】 埼玉県三郷市 市役所

三郷市の条例制定の目的と導入に至った経緯について
「住環境や生活スタイルの変化にともない、さまざまな形でペットが飼われるようになり、 犬猫の糞尿に関する苦情や飼い主のマナーの悪さによるトラブルなどが、 コミュニティの希薄化と併せて、年々増加する傾向にありました。
そのような中、 動物愛護条例の策定について、 市議会における一般質問があり、市・市民・飼い主の責務等、 市が重点的に周知、啓発を行いたい項目を条文化し、 関連事業や啓発の強化を図るために、 条例の策定をした。 」

三郷市動物の愛護及び管理に関する条例について
この条例の目的は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、並びに市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的として制定されました。

基本理念として、
人と動物との調和のとれた共生社会は、市、市民及び飼い主が、動物が命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを十分に理解した上で、それぞれの責務を果たし、互いに密接に連携を図りながら、人と動物とが共生することのできる地域社会づくりを実践することを基本理念として推進されなければならない。

人と動物との調和のとれた共生社会の推進のイメージ図

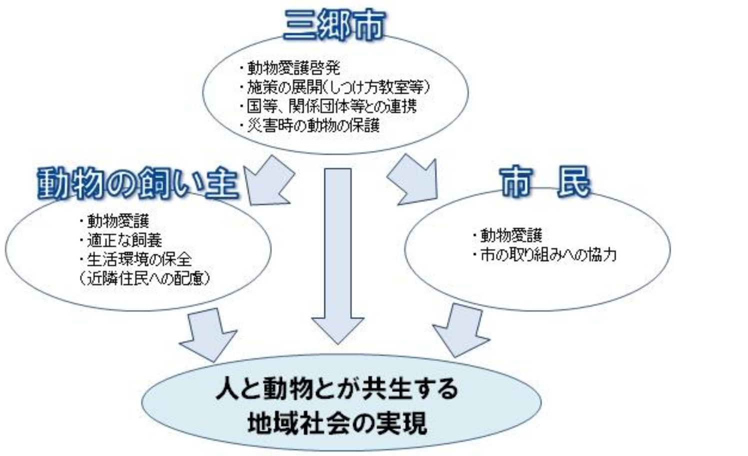

【感 想】

動物の虐待を防ぎ、動物を愛護することを通じて、命を大切にする心豊かな社会を築くとともに、動物を正しく飼い、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止することを目的に動物愛護法があります。

動物愛護法に基づき、貝塚市でも人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、人と動物が調和し、共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする条例が必要であると考えます。